

原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正等の疑い
に係るこれまでの主な動き

事 業 者	国（経済産業省 原子力安全・保安院、原子力安全委員会、原子力委員会）
H14.8.29 東京電力は、1980年代後半から90年代にかけて General Electric International Inc.(GEII、以下 GE 社)が行った自社の原子力発電所の点検・補修作業において、ひびやその兆候で未公表のものや、修理記録等における虚偽の記載など、不適切な取り扱いが行われた可能性があるとの指摘を、点検・補修作業を実施した GE 社から受けた。これを契機に東京電力は、本年5月末に社内調査委員会を設置して、厳正かつ徹底した調査を行っており、これまでのところ、不適切な取り扱いが行われた可能性がある事例としては29件を把握しており、その事実関係について本年9月中旬を目途に全容を解明したいと公表。併せて、このうち、現在も当該機器を使用している3発電所・8プラントについては、調査委員会の設置直後から徹底した安全評価を行い、シュラウドやジェットポンプなど当該機器の全てについて構造上十分な強度を保ち安全上支障がないことを確認し、原子力安全・保安院に報告した旨、公表。	H14.8.29 原子力安全・保安院は、平成12年7月に通商産業省（当時）に寄せられた申告を発端に、東京電力福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所において、80年代後半から90年代にかけて、General Electric International Inc.(GEII)に発注して実施した自主点検作業記録に不正な記載が行われた疑いについて、これまで調査を行ってきたことを公表。併せて、これらの事案の対象となる使用中の機器は、直ちに安全性に重大な影響を与える可能性があるものは含まれていないことを公表。 H14.8.30 原子力安全委員会は、原子力安全・保安院から事情を聴取。 同日、原子力安全・保安院は、東京電力をはじめとする原子力事業者に対して、これまでの自主点検作業が適切に実施されていたかどうかについて、調査および総点検を行うように指示。
H14.9.2 東京電力 平岩、那須両相談役、荒木会長、南社長、榎本副社長の辞任を公表。	H14.9.3 原子力委員会は、東京電力、原子力安全・保安院から事情を聴取。
H14.8.30 電気事業者各社が調査体制を整備。 ～9.6	H14.9.2*4 原子力安全・保安院は、東京電力福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所へ立入検査を実施。
	H14.9.5 原子力安全委員会は、原子力安全・保安院から調査状況を聴取。
	H14.9.6 原子力安全・保安院は、東京電力本店へ立入検査を実施。また、原子力関係事業者から請け負って点検作業に携わった元請事業者等に対して、点検作業が適切に実施されていたかどうかについて、調査および総点検を行うように指示。
	H14.9.9 原子力安全委員会は、再発防止のための方策を講じるため、今後の対応についての基本的な方針をとりまとめた。
	H14.9.13 原子力安全・保安院は、東京電力から報告のあった29件について、暫定的な調査結果を公表。また、東京電力原子力発電所の定期安全レビュー結果について、その妥当とする評価を撤回。 同日、原子力安全委員会は、原子力安全・保安院から暫定調査結果などを聴取。 同日、経済産業大臣の下に東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会（以下、「調査過程評価委員会」という）が設置され、原子力安全・保安院の調査について、調査業務の手法やその結論の妥当性を評価など行うこととし、第一回会合が開催された。

H14.9.17 東京電力は、29件の事例の事実関係調査結果、不適切な取り扱いが行われた動機・背景、再発防止対策をまとめた報告書を公表。

H14.9.20 原子力事業者は、20日までに自主点検作業の調査計画書を原子力安全・保安院へ提出。

H14.9.20 東京電力、東北電力及び中部電力は、自社原子力発電所の再循環系配管に過去の自主点検においてひびの兆候などが認められていたことを公表。

H14.9.25 日本原子力発電は、自社敦賀発電所の炉心シュラウドに過去の自主点検においてひびの兆候などが認められていたことを公表。

H14.9.13 経済産業省の諮問機関である総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に原子力安全規制法制検討小委員会（以下、「安全規制法制小委員会」という）が設置され、これらの不正行為の背景を検証し、再発防止のための法制度などの検討を行うこととし、第一回会合が開催された。

H14.9.17 原子力委員会は、原子力安全・保安院からこれまでの調査状況など、資源エネルギー庁からプルサーマル計画に関する地域の情勢などについて聴取。さらに、原子力に対する国民の信頼回復、核燃料サイクル政策の必要性の国民理解に向けた説明責任の観点から議論。

H14.9.19 原子力委員会メッセージ「核燃料サイクルの推進について」を発表。
同日、原子力安全委員会は、東京電力から調査報告結果を聴取。

H14.9.20 原子力安全・保安院は、東京電力、東北電力及び中部電力の原子力発電所の再循環系配管におけるひびの兆候などの報告を受けて、報告徴収および立入検査の実施などを公表。

H14.9.21 原子力安全・保安院は、東北電力女川原子力発電所、東京電力福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所、中部電力浜岡原子力発電所へ立入検査を実施。
～9.22

H14.9.24 原子力安全委員会は、原子力安全・保安院から東京電力（株）、東北電力（株）及び中部電力から公表された再循環系配管においてのひびの兆候などについての状況を聴取。
同日、原子力委員会は、プルサーマルを始めとする核燃料サイクル政策に対する国民の十分な信頼と理解を得るための具体的な対応についての検討を開始する旨公表。

H14.9.27 経済産業大臣の下に設置された調査過程評価委員会が、中間報告（案）を公表。

H14.9.30 原子力安全委員会は調査過程評価委員会から調査結果の中間報告（案）について聴取。

H14.10.1 原子力安全保安部会の下に設置された安全規制法制小委員会は、中間報告書（案）を公表。

同日、原子力安全・保安院は、東京電力から報告のあった件に加えて、東北電力、中部電力、日本原子力発電であった件も含めた、中間報告を公表。
同日、経済産業省は、東京電力に対し、当面、特別な保安検査などを実施する旨を通達。

同日、原子力委員会は、調査過程評価委員会の中間報告（案）について聴取。

H14.10.3 原子力安全委員会は、原子力安全・保安院の中間報告について聴取。

H14.10.8 原子力委員会は、安全規制法制小委員会の中間報告書（案）などについて聴取。